

山口県報

平成19年
3月30日
(金曜日)

目 次

教委規則

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………一

山口県公立学校教員の採用に関する規則の一部を改正する規則……………二

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………二

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………二

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………六

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………七

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則……………七

山口県教育委員会被服等賞与規則の一部を改正する規則……………七

学校教育法施行細則の一部を改正する規則……………八

山口県立図書館規則の一部を改正する規則……………八

山口県立図書館規則の一部を改正する規則……………八

山口県立美術館規則を廃止する規則……………八

教委訓令

山口県立高等学校等校務決裁規程の一部を改正する訓令……………八



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第四款 美術館（第四十九条の二―第四十九条の六）」を削り、「第五款」を「第四款」に、「第六款」を「第五款」に、「第五十五条の五」を「第六十条」に改め、「第七款 削除」を削り、「第八款」を「第六款」に、「第九款」を「第七款」に、「第十款」を「第八款」に、「第十一款」を「第九款」に、「第七十七条」を「第八十二条」に改め、「第十二款 削除」を削り、「第十三款」を「第十款」に、「第八十六条」を「第八十六条の五」に改め、「第十四款 削除」を削り、「第十五款」を「第十一款」に改める。

第十二条第一項の表教育政策課の項第九号中、「山口県立盲学校、山口県立聾学校及び山口県立養護学校」を「及び山口県立特別支援学校」に改め、同表特別支援教育推進室の項第二号中、「山口県立盲学校、山口県立聾学校及び山口県立養護学校（以下この表において「山口県立盲学校等」という。）」を「山口県立特別支援学校」に改め、同項第三号、第四号及び第七号中、「山口県立盲学校等」を「山口県立特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同表社会教育・文化財課の項第十五号中、「美術館」を削る。

第十五条第二項の表課の項中、「企画監」を「企画監 学校安全管理監」に改める。

第三十六条中、「山口県立盲学校、山口県立聾学校及び山口県立養護学校」を「及び山口県立特別支援学校」に改める。

第四章第一節第四款を削る。

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

（業務）

第五十一条 山口県図書館（第五十三条から第五十五条までにおいて「図書館」という。）の業務は、次のとおりである。

- 一 文書の利用に関すること。
- 二 文書を収集し、整備し、及び保存すること。
- 三 文書の目録、索引、解題、定本の作成及び配布を行うこと。
- 四 歴史の編さん及び配布を行うこと。
- 五 文書に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- 六 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行うこと。
- 七 文書の展示及び文書に関する講習等を行うこと。

第五十二条 削除

第四節第一節中第五款を第四款とし、第六款を第五款とする。

「第七款 削除」を削る。

第四節第一節中第八款を第六款とし、第九款から第十一款までを二款ずつ繰り上げる。

「第十二款 削除」を削る。

第十四節第一節第十三款を同節第十款とする。

「第十四款 削除」を削る。

第十四節第一節第十五款を同節第十一款とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県公立学校教員の採用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第六号

山口県公立学校教員の採用に関する規則の一部を改正する規則

山口県公立学校教員の採用に関する規則（平成三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、山口県立盲学校、山口県立聾学校若しくは山口県立養護学校」を「若しくは山口県立特別支援学校」に改める。

第三条第一項第一号中「盲学校、聾学校及び養護学校（以下この項において「盲学校等」という。）を「特別支援学校」に改め、同項第二号から第六号までの規定中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第七号

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 組織上の職の表本庁に関する部分中「企画監」の下に「、学校安全管理監」を加え、同表学校以外の教育機関に関する部分中「、学芸専門監」を削り、別表第一 業務上の職の表事務職員のうち「統計主事、」を削り、同表技術職員のうち「、主任管理員、管理員」を削り、同表その他の職員のうち「、管理員」を削り、別表第一の備考3中「及び管理員」を削る。

別表第二の一 組織上の職の表本庁の項中

企 画 監 上司の命を受けて課の事務に係る特定の事務を処理する。

企 画 監 上司の命を受けて課の事務に係る特定の事務を処理する。

学校安全管理監 上司の命を受けて学校の安全管理及び生徒指導に関する特定の事務を処理する。

学校以外の教育機関の項中

学 芸 専 門 監 上司の命を受けて美術館の事務に係る特定の事務を処理する。

第二の二 業務上の職の表統計主事の項を削り、同表専門学芸員の項及び学芸員の項中「又は美術館」を削り、同表主任管理員の項及び管理員の項を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第八号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条から第六条までを次のように改める。

（免許状の授与の申請）

第三条 法第五条の二第二項の申請書は、教育職員免許状授与申請書（別記第四号様式）によらなければならない。

2 法第五条の二第二項の授与権者が定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第五条第一項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者（第四号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類

イ 法別表第一、別表第二又は別表第二の二に定める基礎資格を有することを証明する書類

ロ 大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において法別表第一、別表第二又は別表第二の二に定める単位を修得したことを証明する書類

ハ 宣誓書（別記第五号様式）

二 法第十六条の二第二項又は第十六条の四第三項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 授与を受けようとする普通免許状に係る教員資格認定試験（法第十六条の二第二項に規定する教員資格認定試験をいう。以下同じ。）に合格したことを証明する書類

ロ 宣誓書

三 法第十七条の規定により特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教諭の普通免許状の授与を受けようとする者（第五号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類

イ 授与を受けようとする普通免許状に係る教員資格認定試験に合格したこと又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「省令」という。）第六十四条第一項に規定する資格を有することを証明する書類

ロ 宣誓書

四 法第五条第一項の規定により、教育職員検定を受検し、普通免許状の授与を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 履歴書（別記第六号様式の二）

ロ 法別表第三から別表第八までに定める所要資格を有することを証明する書類
ハ 人物に関する証明書（別記第六号様式の三）
ニ 健康診断書（別記第七号様式）

ホ 宣誓書

五 法第十七条及び省令第六十四条第一項の規定により、教育職員検定を受検し、特別支援学校において専ら自立教科等（自立活動を除く。）の教授を担任する教諭の普通免許状の授与を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 省令第六十四条第二項の表に定める所要資格を有することを証明する書類

ロ 前号イ及びハからホまでに掲げる書類

六 法第十八条第一項の規定により、教育職員検定を受検し、普通免許状の授与を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 学力及び実務に関する書類で、普通免許状の授与を受けようとする者がこの規則の規定により提出すべき書類に準ずるもの

ロ 第四号イ及びハからホまでに掲げる書類

七 法第五条第二項又は第十八条第一項の規定により、教育職員検定を受検し、特別免許状の授与を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書（別記第八号様式）

ロ 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証明する書類

ハ 第四号イ及びハからホまでに掲げる書類

ニ イからハまでに掲げるもののほか、授与権者が特に必要であると認める書類

八 法第五条第五項又は第十八条第一項の規定により、教育職員検定を受検し、臨時免許状の授与を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は省令第六十六条第二号に規定する者であることを証明する書類

ロ 最終学校の成績証明書

ハ 現に教育職員免許状を有する者にあつては、当該免許状の写し

ニ 教員としての実務経験を有する者にあつては、実務に関する証明書（別記第九号様式）

ホ 現に教育職員として勤務していない者にあつては、身体に関する証明書

ヘ 第四号イ、ハ及びホに掲げる書類
ト イからヘまでに掲げるもののほか、授与権者が特に必要であると認める書類

九 法第十七条及び省令第六十五条又は法第十八条第一項の規定により、教育職員検定を受検し、特別支援学校において専ら自立教科等（自立活動を除く。）の教授を担任する助教諭の臨時免許状の授与を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 省令第六十五条に規定する者であることを証明する書類

ロ 第四号イ、ハ及びホ並びに前号ホに掲げる書類

三 臨時免許状の授与を受けようとする者が当該授与を申し出るときは、その者を採用

しようとする学校の長(市町立学校にあつては、市町教育委員会)は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 臨時免許状申請事由書(別記第十号様式)

二 当該学校の職員組織、学級編成、教科担任等に関する調査表

(新教育領域の追加の申請)

第四条 法第五条の二第三項の申請書は、新教育領域追加申請書(別記第十号様式の二)によらなければならない。

2 法第五条の二第三項の授与権者が定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 大学において法別表第一に定める単位を修得したことを証明する書類

二 宣誓書

三 現に有する特別支援学校教諭の普通免許状

3 法第五条の二第三項又は法第十八条第二項において準用する同条第一項の規定により、教育職員検定を受検し、普通免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員検定願(別記第十号様式の三)及び新教育領域追加申請書に次に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。

一 法別表第七に定める所要資格を有することを証明する書類

二 前条第二項第四号イ及びハからホまでに掲げる書類

三 現に有する特別支援学校教諭の普通免許状

4 法第五条の二第三項又は法第十八条第二項において準用する同条第一項の規定により、教育職員検定を受検し、臨時免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員検定願及び新教育領域追加申請書に次に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない。

一 教員としての実務経験を有する者にあつては、実務に関する証明書

二 現に教育職員として勤務していない者にあつては、身体に関する証明書

三 前条第二項第四号イ、ハ及びホに掲げる書類

四 現に有する特別支援学校助教諭の臨時免許状

五 前各号に掲げるもののほか、授与権者が特に必要であると認める書類

5 前条第三項の規定は、臨時免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が前項に規定する書類を提出する場合について準用する。

(教育職員検定の出願)

第五条 教育職員検定を受検しようとする者は、教育職員免許状授与申請書を授与権者に提出する際に、併せて教育職員検定願を提出しなければならない。

第六条 削除

第十一条の見出し中「出願」を、「申請」に改め、同条第一項中「教育職員免許状授与

願」を「教育職員免許状授与申請書」に改め、同項第五号中「第四条第一項第一号及び第三号から第五号」を、「第三条第二項第四号イ及びハからホ」に改め、同条第二項中「第六条第四項」を、「第三条第三項」に改める。

附則第四項の見出し中「普通免許状」を「免許状」に、「出願」を「申請」に改め、同項中「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に改める。

附則第五項及び第六項中「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に改める。

附則第七項中「は、当分の間、第三条第一項」を、「に係る法第五条の二第一項の授与権者が定める書類は、第三条第二項」に、「教育職員免許状授与願に次に掲げる書類を添えて、授与権者に提出しなければならない」を、「当分の間、次に掲げる書類とする」に改め、同項第一号中「第三条第一項各号」を、「第三条第二項第一号イからハまで」に改める。

附則第八項及び第九項中「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に改める。

附則第十項の前の見出しを削り、同項中「第四条第一項」を、「第三条第二項」に、「同項第二号」を、「同項第四号口」に改める。

附則第十一項及び第十二項中「第四条第一項」を、「第三条第二項」に、「同項第二号」を、「同項第四号口」に改める。

附則第十三項の前の見出しを削り、同項中「第六条第一項」を、「第三条第二項」に、「同項第一号」を、「同項第八号イ」に改める。

附則第十四項中「第六条第一項」を、「第三条第二項」に、「同項第一号」を、「同項第八号イ」に改める。

別表第一の備考一中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を、「及び特別支援学校」に改める。

別記第四号様式中「(第3条一第6条、第11条、附則第4項一第9項関係)」を「(第3条、第5条、第11条、附則第4項一第6項、附則第8項、附則第9項関係)」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に、「出願者 住所」を「申請者 住所」に、「教育職員免許に関する規則 附則第1項」を「教育職員免許に関する規則 附則第1項」に改める。

用する同条第1項の「教育職員免許に関する規則 附則第1項」を、「教育職員免許に関する規則 附則第1項」に改める。

「小学校・中学校・高等学校・盲学校・聾学校・養護学校・幼稚園・養護・栄養・その他（ ）」

「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・幼稚園・養護・栄養・その他（ ）」

「教科(事項)」と「教科(事項)、領域又は自立活動」

この表、回覧表の其中「出願者」や「申請者」に各々記入する。

「出願者」欄に「第3条、第4条」を記入する。

「申請者」欄に「第3条、第4条」を記入する。

第6号様式 削除

「出願者」欄に「第4条、第5条」を記入する。
「申請者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「出願者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「申請者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「出願者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「申請者」欄に「第3条、第4条」を記入する。

「出願者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「申請者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「出願者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「申請者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「出願者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「申請者」欄に「第3条、第4条」を記入する。

「出願者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「申請者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「出願者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「申請者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「出願者」欄に「第3条、第4条」を記入する。
「申請者」欄に「第3条、第4条」を記入する。

この表、「出願事由」や「申請事由」に各々、回覧表の次に次の2様式を加える。

出 願 事 由

申 請 事 由

第10号様式の2 (第4条関係)

Table with 4 columns: 追加年月日, 番号, 根拠規定

新 教 育 領 域 追 加 申 請 書

山口県教育委員会 様

Form fields: 籍地 (本都道府県), 郵便番号, 住所 (氏名), 申請者 (氏名), 年月日, 電話番号

下記の新教育領域の追加の定めを受けたので、教育職員免許法第5条の2第3項第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。
第4項 記

Table with 2 columns: 新教育領域, 1 視覚障害者に関する教育の領域, 2 聴覚障害者に関する教育の領域, 3 知的障害者に関する教育の領域, 4 肢体不自由者に関する教育の領域, 5 病弱者に関する教育の領域

注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印すること不要のこと。
2 「新教育領域」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
3 本枠内は、記入しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

第10号様式の3 (第4条、第5条、第11条関係)

検 定 結 果	合 格 ・ 不 合 格
根 拠 規 定	

教 育 職 員 検 定 願

年 月 日

山口県教育委員会 様

郵便番号

出願者 住所

氏 名

印

年 月 日 生

(電話 局 番)

下記の教育職員免許状に係る教育職員検定を受けたいので、教育職員免許に関する規則第 条第 項の規定により、関係書類を添えて出願します。

記

免許状の種類	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・幼稚園・養護・栄養・その他 ()	教科(事項)、領域又は自立活動
	教諭 ・ 助教諭	
	普通 (専修・一種・二種) ・ 特別・臨時	

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

- 注
- 1 出願者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 - 2 「免許状の種類」欄は、該当するもので囲むこと。
 - 3 本枠内は、記入しないこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「教科(事項)領域又は自立活動」及び
 「教科(事項)」

№。

第14号様式第2号「あっては、」や「あっては、」について、
 「自立活動」について授与する免許状の場合にあっては「下記の自立活動について、」に
 「回欄第3号「教科」や「教科、事項及び自立活動」に
 第15号様式第2号「備考3」や「備考4」に
 「回欄第2号4」の
 次の2のものを記入せよ。

- 1 「(下記の教科について)」の箇所は、領域について授与する免許状の場合にあっては、「下記の領域について」と記入するものとする。
- 2 「(下記の領域について)」の箇所は、領域について授与する免許状の場合にあっては、「(記)」の箇所を設けないものとする。
- 3 教科及び領域のない免許状の場合にあっては、「(下記の教科について)」及び「(記)」の箇所を設けないものとする。

施行期日)
 1 1の規則は、平成十九年四月一日から施行す。

(経過措置)
 2 2の規則の施行の日前に学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第1条の規定による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第1条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教員として勤務した期間を有する者に係る改正後の教育職員免許に関する規則別表第1の規定の適用については、同表の備考一中「特別支援学校の各部の教員」とあるのは、「特別支援学校の各部の教員並びに学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第1条の規定による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第1条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教員」とする。

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第九号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「主任管理員」及び「管理員」を削る。

別表第二の一級の項中、「~~嘱補~~」を削り、同表四級の項中、「~~中嘱補~~」を削る。

別表第四中	「	1級 17 号 給	を	「	1級 21 号 給
	1級 9 号 給			1級 13 号 給	

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（在職者の号給の調整）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員の施行日における号給は、施行日以後に新たに職員となった者との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、施行日の前日において当該職員が受けていた号給の一号給上位の号給とすることができる。

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和四十六年山口県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「山口県立盲学校、山口県立聾学校及び山口県立養護学校」を「及び山口県立特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十一号

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第一項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

（定期評定の実施の時期等の特例）

2 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間における定期評定の実施の時期、評定者及び調整者並びに勤務評定書の様式は、第三条第二項、第六条第一項及び第七条の規定にかかわらず、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十二号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の2の項職員の範囲の欄中、「~~山口県立聾学校、山口県立養護学校及び山口県立聾学校~~」を「~~山口県立特別支援学校~~」に改め、同表4の項職員の範囲の欄中、「~~嘱補~~」を削る。

別表第二中、「~~嘱補~~」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十三号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成八年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同条第二項中、「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十四号

山口県立図書館規則の一部を改正する規則

山口県立図書館規則（昭和六十年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日
- 第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。
- 第三条第一項中、「及び土曜日」を、「土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日」に改める。

別記様式中「週」を「雑」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十五号

山口県文書館規則の一部を改正する規則

山口県文書館規則（昭和六十年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「休日」の下に「（以下「休日」という。）」を加え、同項第二号中「日曜日」を「月曜日（月曜日が休日にあたる場合は、月曜日及びその日後において最も近い休日以外の日）」に改め、同項第四号中「ばく書期間」を「資料点検期間」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県立美術館規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十六号

山口県立美術館規則を廃止する規則

山口県立美術館規則（昭和五十四年山口県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第二号

県立学校一般

山口県立高等学校等校務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県教育委員会

山口県立高等学校等校務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県立高等学校等校務決裁規程（昭和五十二年山口県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、山口県立盲学校、山口県立聾学校及び山口県立養護学校」を「及び山口県立特別支援学校」に改める。

別表事務長専決事項の欄中第七号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

- 七 職員の扶養親族の認定に関すること。
- 八 職員の住居の実情の確認並びに住居手当の月額決定及び改定に関すること。
- 九 職員の通勤の実情の確認並びに通勤手当の月額決定及び改定に関すること。
- 十 職員の単身赴任の実情の確認並びに単身赴任手当の月額決定及び改定に関すること。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）